

【ご投資家の皆様へ】

平成28年6月3日  
野村アセットマネジメント株式会社

## 信託期間の有期限化を含む重大な約款変更手続きについての「Q&A」 『野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)愛称:ひまわり』

平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社運用の投資信託「野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)愛称:ひまわり」(以下、当ファンド)につきまして、信託期間を平成28年8月31日までとする約款変更、ならびに円滑な償還金の支払いを意図した信託報酬の総額に関する約款変更を予定しております。なお、当該変更は重大な約款変更該当し、異議申立のを行ないません。当資料は約款変更手続きに関する補足説明となります。

Q1	どのような約款変更を行なうのですか？
Q2	「野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)愛称:ひまわり 投資信託約款の変更に関する異議申立手続きのお知らせ」などが送られてきましたが、何かする必要がありますか？
Q3	異議申立はどのように行なうのですか？
Q4	その他の変更はありますか？
Q5	今後のスケジュールは？
Q6	国内短期金融市場の状況は？
Q7	現在の運用状況、今後の運用方針は？
Q8	今後、元本割れすることはありますか？
Q9	買取請求とは何ですか？
Q10	通常解約と買取請求の違いは？

## Q1. どのような約款変更を行なうのですか？

◆ 以下の2点につき、約款変更を行なう予定です。

### ① 信託期間について「無期限」から「平成28年8月31日まで」に変更します。

平成28年1月29日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況です。今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、信託期間を平成28年8月31日（以下「信託終了日」といいます。）までとする約款の変更を行ない、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

### ② 償還価額が10,000.00円となることを企図し、信託報酬を変更します。

信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日に当たり、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を行ないます。平成28年8月17日から平成28年8月30日までの信託報酬を減額し、平成28年8月31日の信託報酬は収益の全額とすることで償還価額が10,000.00円となることを企図しています。

変更後の具体的な計算方法は、以下の通りです。

平成28年8月17日から平成28年8月30日までの信託報酬の総額に関しては、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に100分の1を乗じて得た率（年率。但し、下限は零とします。変更前は100分の20を乗じて得た率。）を信託元本の額に乗じて得た額に減額し、信託終了日である平成28年8月31日の信託報酬の総額に関しては、約款第35条第1号に掲げる収益等（繰越利益金を含みます）の合計額から第35条第2号に掲げる経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

## Q2. 「野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）愛称：ひまわり 投資信託約款の変更に関する異議申立手続きのお知らせ」などが送られてきましたが、何かする必要がありますか？

- ◆ お届けした文書をご確認いただき、当約款変更に異議の無い方は何の手続きも必要ありません。
- ◆ 平成28年6月3日（金）以降、ご購入いただいた販売会社より弊社が作成した「野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）愛称：ひまわり 投資信託約款の変更に関する異議申立手続きのお知らせ」（以下、「受益者交付書面」といいます。）等を郵送にてお届けいたします。
- ◆ また、平成28年6月3日（金）に弊社ホームページ上（<http://www.nomura-am.co.jp/>）において、約款変更に関する電子公告を行なっております。

### Q3.異議申立はどのように行なうのですか？

- ◆ 異議申立を行なう受益者の方は、郵便はがき等の書面にご異議がある旨などをご記入の上、野村アセットマネジメント株式会社宛に、郵送にてお送りいただきます(平成28年7月4日(月)必着)。  
⇒ 宛先・内容については、受益者交付書面をご参照ください。

### Q4.その他の変更はありますか？

- ◆ **信託財産留保額を廃止いたします。**

平成28年6月3日(金)適用の約款変更にて、取得日から換金代金の支払い開始日の前日までの日数が30日未満のご換金について、換金する口数に応じて1万口につき10円をご負担いただいていた信託財産留保額を廃止いたします。当約款変更は重大な約款変更には該当しないため、異議申立の対象ではありません。

- ◆ **換金制限を廃止いたします。**

平成28年6月3日(金)以降、1日1件10億円を超える換金について、原則として換金のお申し出日から起算して4営業日目を換金申込受付日としている大口換金に関する制限を廃止いたします。

なお、この大口換金に関する制限の廃止は、約款変更には該当いたしません。

### Q5.今後のスケジュールは？

- |                                |                           |
|--------------------------------|---------------------------|
| ・ 公告日                          | 平成28年6月3日(金)              |
| ・ 早期解約時の信託財産留保額<br>および大口換金制限廃止 | 平成28年6月3日(金)              |
| ・ 書面送付                         | 平成28年6月3日(金)から            |
| ・ 異議申立期間                       | 平成28年6月3日(金)～平成28年7月4日(月) |
| ・ 異議申立手続き結果報告                  | 平成28年7月6日(水)              |

#### (以下、約款変更が決定された場合)

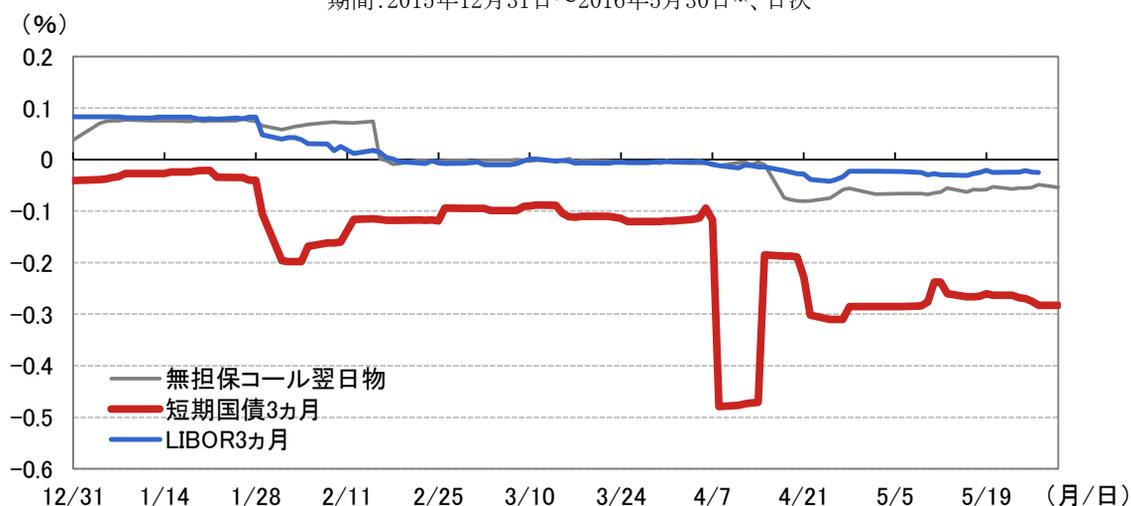
- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| ・ 買取請求期間  | 平成28年7月15日(金)～平成28年8月3日(水) |
| ・ 約款変更適用日 | 平成28年8月17日(水)              |
| ・ 解約申出最終日 | 平成28年8月30日(火)              |
| ・ 償還日     | 平成28年8月31日(水)              |
| ・ 償還金支払日  | 平成28年9月1日(木)から             |

## Q6.国内短期金融市場の状況は？

- ◆ 国内短期金融市場における利回りは、2016年1月29日に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表以降、低下傾向にあります。日本銀行の発表を受けて短期国債3か月の利回りはマイナス幅を拡大するとともにLIBOR(ライボー)3か月や無担保コール翌日物はゼロ%近傍まで低下、4月に入ると短期国債3か月はマイナス幅を更に深めるとともに、LIBOR3か月や無担保コール翌日物についてもマイナス金利が定着しました。

《国内短期金融市場の主要利回りの推移》

期間：2015年12月31日～2016年5月30日※、日次



※ LIBOR3か月は2016年5月27日まで。  
 短期国債3か月：ブルームバーグジェネリック  
 (出所)ブルームバーグのデータに基づき野村アセットマネジメント作成

上りは過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。  
 また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## Q7.現在の運用状況、今後の運用方針は？

- ◆ 平成28年5月30日現在における当ファンドの受益権口数は、約4,097億口（純資産総額約4,097億円）です。
- ◆ 国内短期金融市場の利回り低下に伴い、利回りゼロ%以上の投資対象資産は極めて限定的となり、ポートフォリオの大半は信託銀行の金銭信託となっております。今後も短期金融市場の動向に注視しながら、元本の安全性の確保に配慮した運用に努めて参ります。なお、その他種別のうちマイナスの項目がございますが、CP買付に関する未払い金の影響です。

種別	野村MMF
<b>有価証券</b>	<b>17%</b>
国債	0%
その他債券	4%
CP	14%
現先取引	0%
<b>その他</b>	<b>83%</b>
レポ	0%
コール・ローン	0%
金銭信託・預金	85%
その他	-2%
<b>純資産総額(億円)</b>	<b>4,097</b>

## Q8.今後、元本割れすることはありますか？

- ◆ 国内短期金融市場の利回り水準は大幅に低下しており、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況となっております。今後も最大限、元本の安全性の確保に配慮した運用に努めて参ります。

## Q9.買取請求とは何ですか？

- ◆ 異議申立が半数以下で当約款変更を行なうこととなった場合、当約款変更により異議申立を行なった受益者は買取請求期間中にファンドの買取請求を行なうことができます。
- ◆ 買取請求は通常の解約手続きと異なり、受益者の方がファンドに対して直接ご換金を請求する手続きとなり、事務を受託会社が行ないます。
- ◆ 買取請求を行なった受益者の方には郵電費・振込み手数料等をご負担いただきます。
- ◆ 異議申立を行なった場合でも、買取請求を行なう必要はありません。異議申立期間中・買取請求期間中ともに、取扱販売会社においては、通常通り、換金(解約)のお申込みをお受けいたします。ただし買取請求を行なった受益権については、換金(解約)のお申込みを行なうことはできなくなりますのでご注意ください。

## Q10. 通常の解約と買取請求の違いは？

- ◆ 買取請求は、換金(解約)請求との比較において、①新たに書面をご提出いただくこと、②振込手数料等をご負担いただくこと、③より日数を要することが大きな相違点となります。
- ◆ 買取請求を行なう受益者は、ご購入いただいた販売会社窓口へお申し出ください。買取請求手続依頼書などの必要書類へのご記入、課税関連書類のご提出などが必要となります。
- ◆ 買取請求日の翌営業日が買取請求の受理日となりますので、通常の解約請求に基づく解約から1日遅れます。つきましては、買取代金のお支払いも1日遅れます。
- ◆ 買取請求によるご換金代金は、受託会社から直接、受益者の指定する口座に振り込まれます。その際、受託会社からの振込手数料等が差し引かれます。

### ≪ 買取請求と換金(解約)請求の主な相違点 ≫

	買取請求	換金(解約)請求
必要な書類	買取請求手続依頼書などの必要書類へのご記入、課税関連書類(マイナンバー等)のご提出	(通常のお取引です。)
適用価額	買取申込日の翌営業日に受理し、受理日の翌営業日の前日の基準価額	受付日の翌営業日の前日の基準価額
代金の支払日	買取申込日を含めて3営業日以降	原則、受付日の翌営業日以降 ※お申込み日を含めて2営業日以降
換金代金について	ご換金の代金については、必要経費(買取報告書の郵送料および受託会社所定の買取代金の振込手数料)を差し引いた額が、支払われます。	(通常のお取引です。)

以上

**【ご参考】短期金融市場の主な投資対象資産について****●LIBOR(ライボー)**

London InterBank Offered Rate(ロンドン銀行間取引金利)の略。ロンドン市場での銀行間平均貸出金利のこと。金融派生商品(デリバティブ)を含めた国際的な金融取引の基準金利として利用されている。世界の主要銀行が貸し手として提示する金利から算出される。対象となる通貨は米ドル、円、ユーロ、英ポンド、スイスフラン。1週間物、1ヵ月物、3ヵ月物、6ヵ月物など様々な期間がある。

**●CP(コマーシャル・ペーパー)**

企業が無担保で短期資金を調達するために発行する短期有価証券。通常は償還まで1年未満で発行される。

**●現先取引**

債券などを一定期間後に買い戻す、あるいは売り戻すことを条件に、売買する取引のこと。期間は短いもので1日、長いもので数ヵ月となっている。あらかじめ決められた利回りを確保することができる、短期資金の運用方法の一つ。ファンドから見ると、一定期間後に買い戻されることを条件として債券を買い入れる取引であり、実質的に有担保での資金運用手段の一つとなっている。

**●コール・ローン**

金融機関や証券会社相互間のきわめて短期(通常1日)の資金の貸し借りを行なう場をコール市場と呼び、コール・ローンとは、資金の貸し手側から見た場合で、反対に借り手側から見た場合はコール・マネーという。満期が1日のものを”翌日物”、満期が2日以上のを”期日物”という。ファンドは資金の貸し手として銀行や証券会社等に貸し出しを行っており、特に流動性を確保できる資金運用手段の一つとなっている。

**●レポ取引**

ある一定期間、債券を相手に貸しその担保として現金を受け取る取引(またはその逆の取引)で、現金担保付き債券貸借取引という。ファンドから見ると、相手から債券を受け取るとともに相手方に現金を差し出す取引であり、有担保での資金運用手段の一つとなっている。

**●金銭信託**

信託銀行などが利用者にかわってお金を管理・運用する金融商品。資金を信託財産として預け、信託銀行などがあらかじめ決められた方針に沿って運用し、利用者はその収益を受け取る。ファンドから見ると、受託銀行が管理する金銭信託口座に資金を預け入れる取引であり、資金運用手段の一つとなっている。

【ファンドの特色】

- 安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
  - 好利回りの内外の公社債を中心に投資を行ない、余裕金はコール、割引手形などで運用し、安定した収益の確保をめざします。
  - 元本の安全性に配慮した運用を行ないます。
    - ・残存期間が短い好利回りの内外の公社債やコマーシャル・ペーパーおよび金融商品等に投資します。
    - ・国債、政府保証付債券や投資適格格付を有する(長期格付でBBB格以上を有している(同等と判断されるものを含みます。))債券及び金融商品に投資します。
    - ・投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間1年以内のものとし、
    - ・外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限定します。
    - ・デリバティブ(先物取引、オプション取引、スワップ取引)の利用は、ヘッジ目的に限定し、有価証券等の価格変動リスクを回避するために用います。株式には投資しません。
  - ポートフォリオの構築にあたっては、以下の点に配慮し、分散投資を行ないます。
    - ・債券(国債、政府保証付債券を除きます。)の組入れは一発行体あたりファンドの純資産総額の10%を上限とします。
    - ・債券の満期構成については、流動性の確保を考慮し、分散投資を行ないます。
  - 毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。
    - ◆ 内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。
    - ◆ 分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。
- \*将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

ファンドは、債券等を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。  
 ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 無期限(平成4年5月8日設定)
  - 決算日および収益分配 毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。
  - ご購入価額 取得日の前日の基準価額  
 取得日は、購入申込みと購入申込金の振込みの時期により、原則として以下の通りとなります。  
 【販売会社が営業日の場合】
- |     |                       |                            |
|-----|-----------------------|----------------------------|
|     | 購入申込金の受領時間            |                            |
|     | 正午以前                  | 正午過ぎ                       |
| 取得日 | 購入申込受付日 <sup>※1</sup> | 購入申込受付日の翌営業日 <sup>※2</sup> |
- 【販売会社が非営業日の場合】  
 販売会社の営業日以外の日に払込金を添えて購入の申込みがあった場合は、払込金の受入れ日<sup>※2</sup>の翌営業日の午前中に購入の申込みがあったものとして取扱います。  
 \* 購入申込金の受領とは、申込みの販売会社の取引店内で入金確認され、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限り、また、営業日とは、わが国の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。  
 ※1 購入申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、購入申込受付日を取得日とするお申込みには応じません。  
 ※2 購入申込受付日(払込金の受入れ日)の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、購入申込受付日(払込金の受入れ日)の翌営業日以降、最初に、購入にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。
  - ご購入単位 1円以上1円単位(当初元本1口=1円)  
 ※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。  
 ※ご購入申込受付日の翌営業日の前日の基準価額
  - ご換金価額
  - 課税関係 原則として、分配金ならびに償還時の元本超過額に対して課税されます。  
 なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。

【当ファンドに係る費用】

(2016年6月現在)

ご購入時手数料	ありません。
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの元本の額に年1.0135%以内の率(信託報酬率)を乗じて得た額がお客様の保有期間に応じてかかります。
その他の費用・手数料	組入債券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
信託財産留保額(ご換金時)	ありません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。  
 ※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

【ご留意事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会/  
 一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先:野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎ 0120-753104

(受付時間)営業日の午前9時~午後5時



★インターネットホームページ★

http://www.nomura-am.co.jp/



★携帯サイト★

http://www.nomura-am.co.jp/mobile/